

第1章 事業の概要

1.1 事業者の氏名及び住所

施設の設置者の氏名：香芝市、王寺町

代表者の氏名：香芝・王寺環境施設組合 管理者 吉田 弘明

施設の設置者の住所：奈良県香芝市尼寺 615 番地

1.2 事業予定地の位置及び立地

奈良県香芝市尼寺 615 番地（図 1.1-1～図 1.1-2 事業計画地位置図参照）

計画施設は、既設の現施設の一部の建物（管理棟やストックヤード）を解体撤去後、その跡地に建設する計画である。事業計画地は、香芝市及び王寺町のほぼ中央部に位置する。

表 1.1-1 事業予定地の位置及び立地

事業計画地	奈良県香芝市尼寺 615 番地
敷地面積	約 2.5 ha（うち平坦部面積約 1.4 ha）
都市計画区域の内外の別	都市計画区域内
防火地域	指定なし
用途地域	指定なし

1.3 設置する施設の種類の種類

熱回収施設 : 一般廃棄物の焼却施設（熱回収施設）

リサイクルセンター : 一般廃棄物の破碎施設及び資源選別施設
（以下、上記 2 施設を合わせて「本施設」という。）

1.4 施設において処理する廃棄物の種類

本施設において処理する廃棄物の種類は、表 1.1-2 に示すとおりである。

表 1.1-2 処理する廃棄物の種類

施設名	処理対象廃棄物
熱回収施設	・ 燃えるごみ及び可燃残渣 ・ 災害廃棄物 ・ 焼却灰及び飛灰（熱回収施設が焼却方式である場合、平常時に発生） ・ 災害廃棄物由来焼却灰・飛灰 （熱回収施設が焼却方式である場合、災害時に発生）
リサイクルセンター	・ 燃えないごみ、粗大ごみ及びカン（破碎機で破碎を行うもの） ・ ビン・有害資源ごみ（破碎機で破碎を行わないもの） ・ 災害廃棄物

王 寺 町

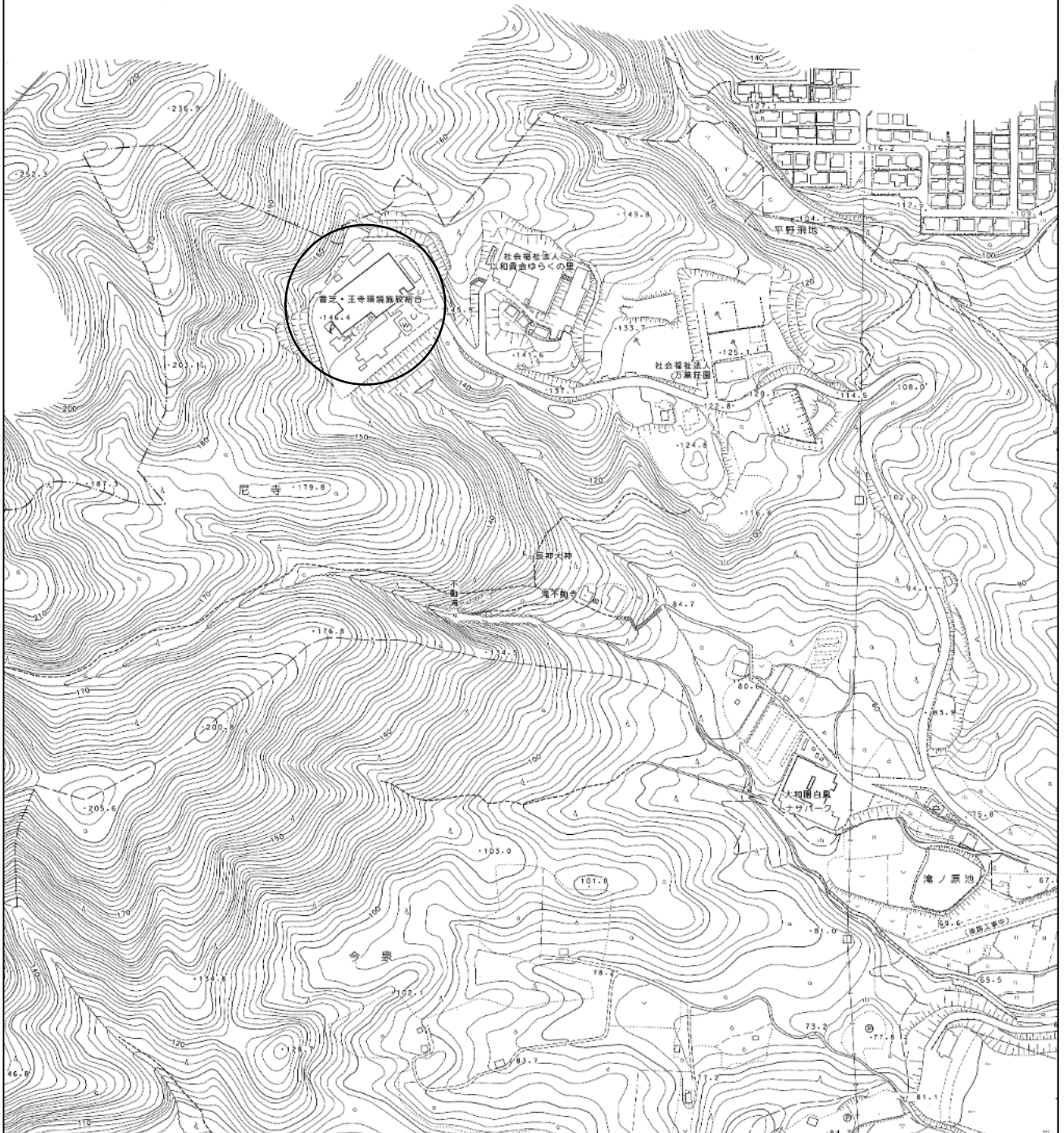
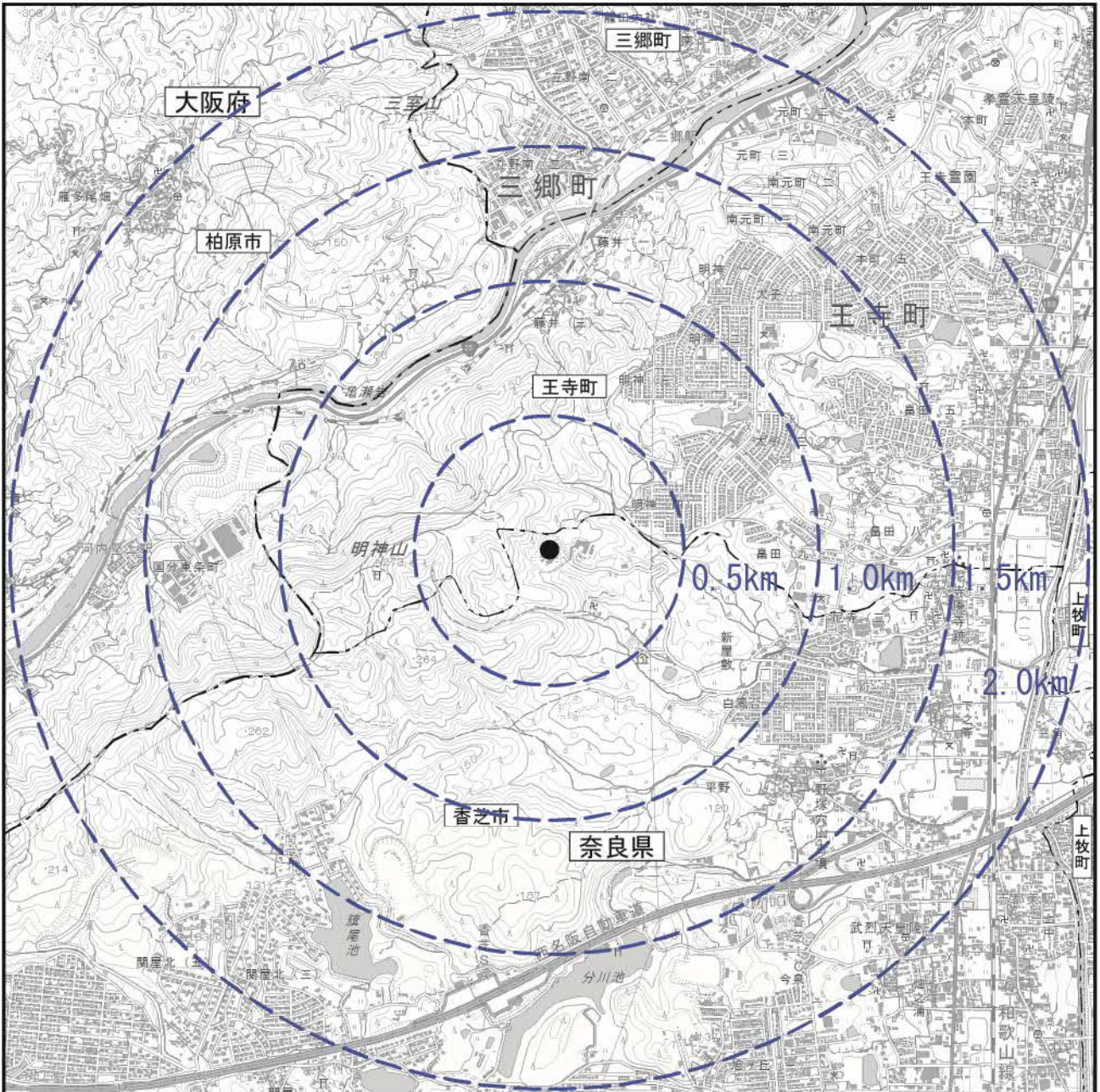


図 1.1-1 香芝・王寺環境施設組合の位置図



凡 例

- : 事業計画地
- : 府県界
- : 市町界
- : 事業計画地からの距離



図 1.1-2 事業計画地位置図（広域）

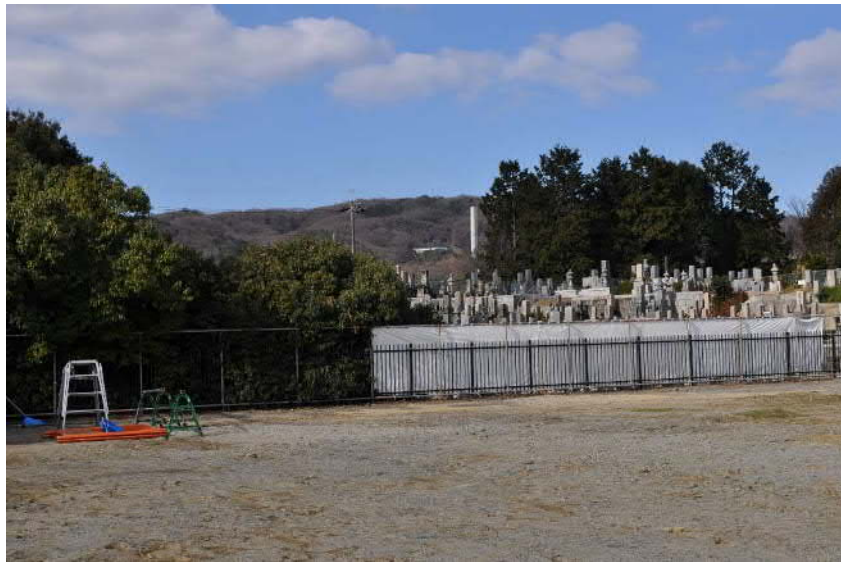


新ごみ処理施設イメージ

※生活環境影響調査時におけるイメージであり、形状や位置、色彩など完成時とは異なる



(島田駅南東より)



(白鳳台4号児童公園より)



(ゴルフ場入り口より)

完成時イメージフォトモンタージュ

※生活環境影響調査時におけるイメージであり、形状や位置、色彩など完成時とは異なる

1.5 新ごみ処理施設整備に関する経緯

香芝・王寺環境施設組合（以下「本組合」という。）の美濃園は、一般廃棄物のごみ処理施設（ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設）であり、昭和 57 年 7 月の稼働開始から 33 年を経過している。

現行ごみ処理施設は、老朽化が著しく、随時改修しながら操業を続けている状況であるが、今後のごみ量の推移、ごみ質の多様化にも対応する必要があり、今後も安定的なごみ処理を維持し継続するためには、抜本的な対策が急務となっている。

そこで本組合では、「一般廃棄物処理基本計画」（平成 28 年 3 月、香芝・王寺環境施設組合）の中で新ごみ処理施設の整備を定め、新たな熱回収施設及びリサイクルセンター〔粗大ごみ処理施設〕（以下「新ごみ処理施設」という。）を循環型社会形成の推進を図る施設として建設することとした。

また、周辺地域では美しヶ丘住宅街、白鳳台住宅街等が開発され、都市的土地利用が進んでおり、新ごみ処理施設では環境負荷の低減を求められている。

上記への対応に加え、エネルギー回収による循環型社会形成の推進を図る必要もあり、熱回収施設を整備することとした。また現在、粗大ごみ処理施設において、破碎・選別後、資源回収をしているが、よりいっそう再生資源の回収効率を高めるため、新しくリサイクルセンター（粗大ごみ処理施設）を整備することとした。

1.6 施設整備基本方針

「新施設（熱回収施設・リサイクルセンター）施設基本計画」（平成 28 年 3 月、香芝・王寺環境施設組合）に定められた施設整備基本方針は、以下のとおりである。

方針 1：安全・安心・安定的な処理の確保

本施設は、熱回収施設及びリサイクルセンターから構成されるものとし、本組合圏域（香芝市、王寺町）の広域ごみ処理施設として、資源循環の拠点となる施設とする。本施設は本組合圏域で唯一のごみ処理施設となるため、処理の安定性を備えた施設とし、ごみ量・質による変動にも対応でき、安定処理・安定稼働に優れた施設とする。

また、東日本大震災の経験を踏まえ、東海・東南海・南海地震の発生に備え、環境省では災害廃棄物対策指針が策定された。廃棄物処理施設整備に対する交付金制度でも、災害廃棄物処理計画の策定や、災害廃棄物受け入れに必要な設備を備えることが、交付要件の一つでもある。

本施設は、災害廃棄物処理への対応が可能な施設規模とし、災害時にも継続して処理を行うことができるよう耐久性を備えた施設とする。

方針 2：環境保全への配慮

本施設は、最新の排ガス処理設備及びプラント排水クローズドシステムを導入するとともに、騒音・振動・悪臭等にも万全の対策が講じられた施設とし、加えて運転データ等の情報公開を積極的に行うことにより、地域住民や環境保全に配慮した施設とする。

また、火災・爆発等の事故に対して未然防止機能を有するなど、安全性や危機管理についても万全の配慮を行い、運転管理作業の安全性確保、作業環境の向上が図られた施設とする。

方針 3：積極的なエネルギー回収

本施設は、ごみ処理過程で発生する焼却残渣、選別残渣の減量化、減容化及び再資源化を図るとともに、ごみ処理に伴って生じる熱を回収する高効率発電・温水供給、省エネルギー化を積極的に行う施設とする。

方針 4：周辺環境との調和

本施設は、明るく清潔なイメージに留意し、地域の自然豊かな環境と調和したデザインの施設とする。

方針 5：経済的な施設整備及び運営

本施設は、香芝市民、王寺町民及び国民の税金により建設・運営されるものであるため、導入技術や設備は費用対効果に優れたものとするとともに、民間活力の導入を検討し、ライフサイクルコストの低減が図られた施設とする。

また、本施設は、売電を積極的に行い、運営費の削減が可能な施設とする。また、効率よく再資源化を行う施設とする。

1.7 施設の処理能力等

1.7.1 熱回収施設

熱回収施設の処理能力及び施設の諸元は、表 1.1-3 に示すとおりである。

また、現時点で想定している熱回収施設における可燃ごみ等の処理の基本的な流れは、図 1.1-3 に示すとおりである。

表 1.1-3 熱回収施設の処理能力及び施設諸元

項目	諸元等
処理対象	燃えるごみ及び可燃残渣 災害廃棄物 焼却灰及び飛灰（熱回収施設が焼却方式である場合、平常時に発生） 災害廃棄物由来焼却灰・飛灰 （熱回収施設が焼却方式である場合、災害時に発生）
処理能力	120t/日（1炉当たり 60t/日）
処理方式	全連続運転
系列数	2 炉
年間計画処理量	32,160t
年間稼働日数	280 日
稼働時間	1 日当たり 24 時間

熱回収施設の処理方式は現時点で未確定であるため、想定する排出諸元（排ガス量等）は、他の施設の事例を基に、周辺環境への影響が大きくなる値を設定した。

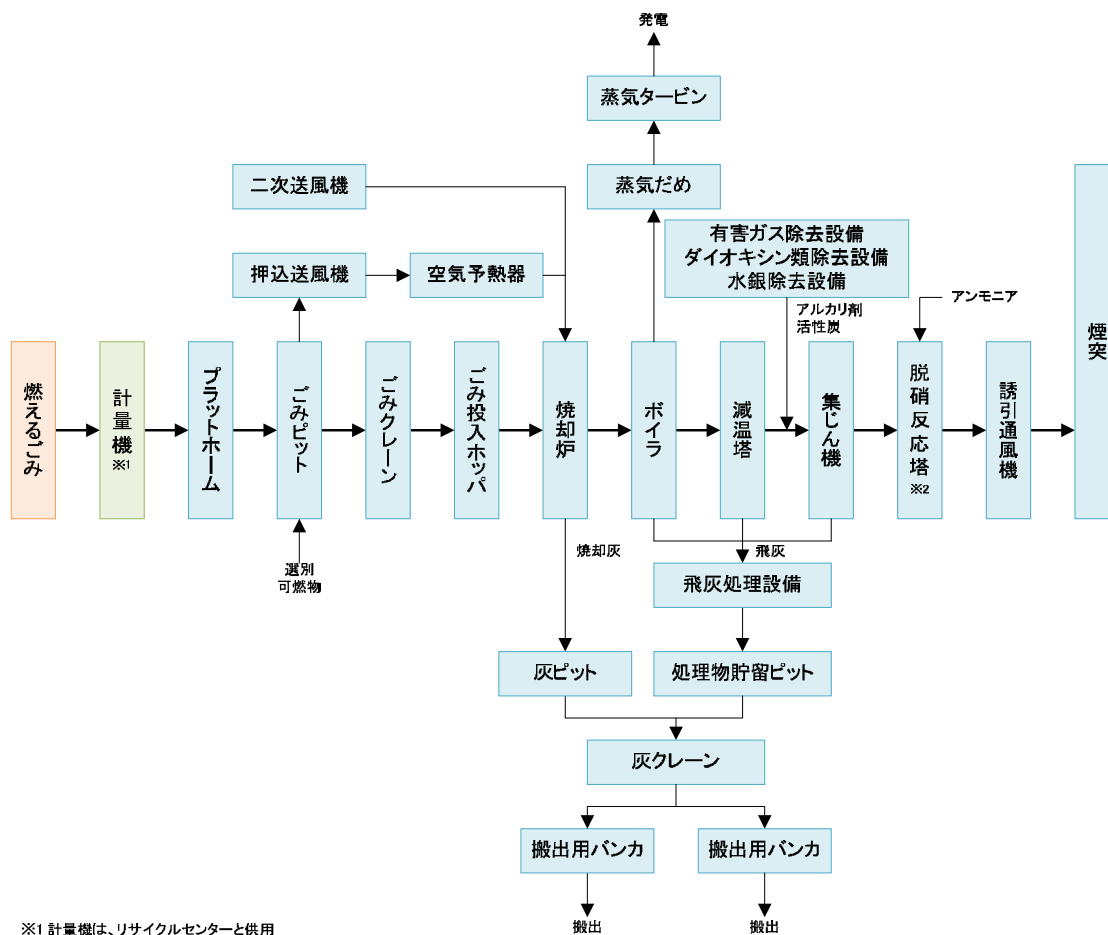
設定した排出諸元は、表 1.1-4 に示すとおりである。

表 1.1-4 排出諸元（1炉当たり）

項目	諸元 ^{注1)}
排ガス量（湿り）	14,730m ³ N/h
排ガス温度	150℃～173℃
吐出速度 ^{注2)}	26m/s
煙突高さ	59m
煙突口径	0.55m

注1) 収集したごみは、混入するものにより質がばらつく。プラスチック類や紙類等を多く含む場合は、発熱量は高くなり、この時のごみ質を高質ごみという。逆に水分を多く含む生ごみ等が多い場合は、発熱量は低くなり、この時のごみ質を低質ごみという。また平均的なごみ質を基準ごみという。ここでは、想定する熱回収施設の諸元として、環境負荷の大きくなる高質ごみ時の条件を記載した。

注2) 吐出速度とは、煙突出口において排ガスが吹き出す速度をいう。



※1 計量機は、リサイクルセンターと共用
 ※2 脱硝反応塔は、必要に応じて設ける

図 1.1-3 熱回収施設の処理の基本的な流れ

1.7.2 リサイクル施設

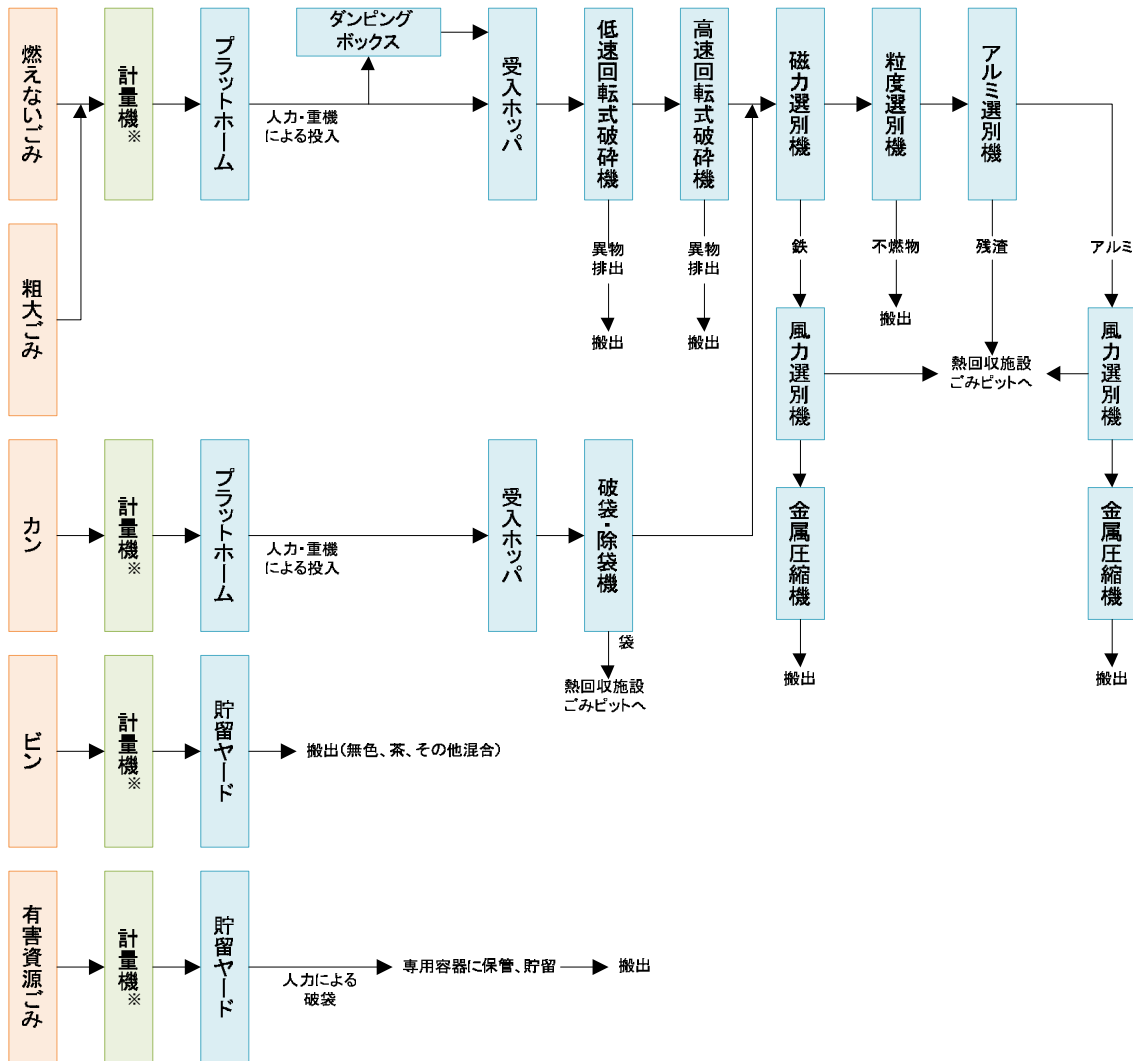
リサイクル施設の処理能力及び施設の諸元は、表 1.1-5 に示すとおりである。

また、現時点で想定しているリサイクル施設における各種ごみのごみ処理の基本的な流れは、図 1.1-4 に示したとおりである。

なお、処理能力は 10t/日、年間計画処理量は 1,938t を確保する。

表 1.1-5 リサイクル施設の処理能力及び施設諸元

項目	諸元等
処理対象	粗大ごみ、不燃ごみ、カン、ビン、有害資源ごみ
処理能力	10t/日
処理方式	破碎・選別
年間計画処理量	1,938t (破碎 1,282t、非破碎 656t)
年間稼働日数	240 日程度



※計量器は、熱回収施設と共用

図 1.1-4 リサイクル施設の処理の基本的な流れ

1.8 施設配置計画

施設配置・動線計画の詳細は今後の詳細設計で決定するが、想定する計画の概要図は、図 1.1-5～図 1.1-6 に示すとおりである。

施設の機能性を考慮し、配置計画を行う。

車両動線は、計量、管理、処理、洗車及び補修等が円滑に行え、かつ、熱回収施設へ出入りする人的動線の安全が確保できるものとする。搬入車両が集中した場合でも車両の通行に支障のない動線を計画するものとし、廃棄物運搬車両、直接搬入車、各種搬入搬出車、通勤用自動車、施設見学者の自動車等、想定される関係車両の円滑な交通が図られるものとする。

建物内外について災害時の避難動線を確保し利用者・作業員等の安全を守るとともに、緊急車両の動線や寄付きにも配慮する。

リサイクルセンターは、熱回収施設と一体の施設となることを考慮し、配置計画を行う。

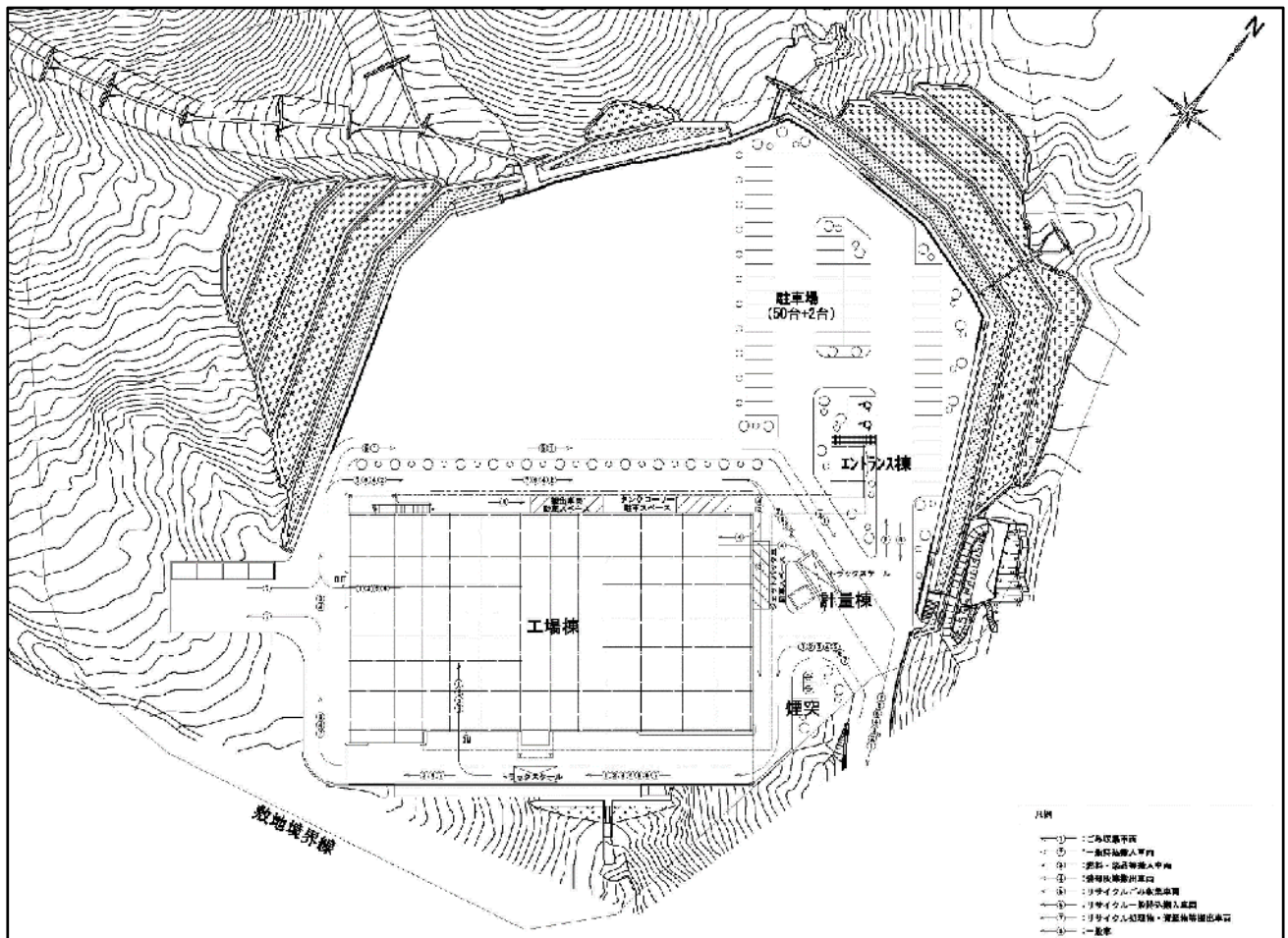


図 1.1-5(1) 現時点で想定する施設配置(既存撤去後)

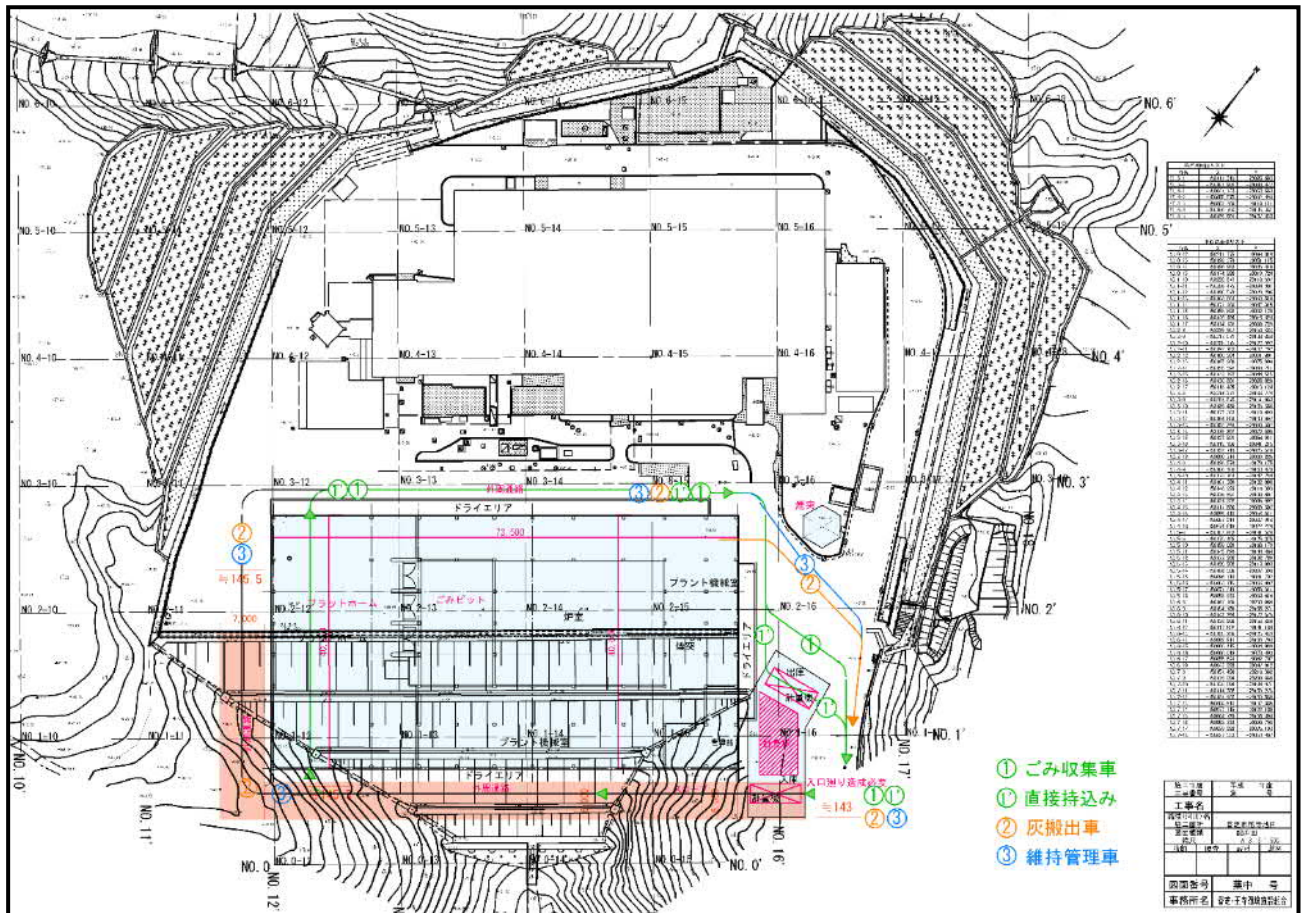


図 1.1-5(2) 現時点で想定する施設配置

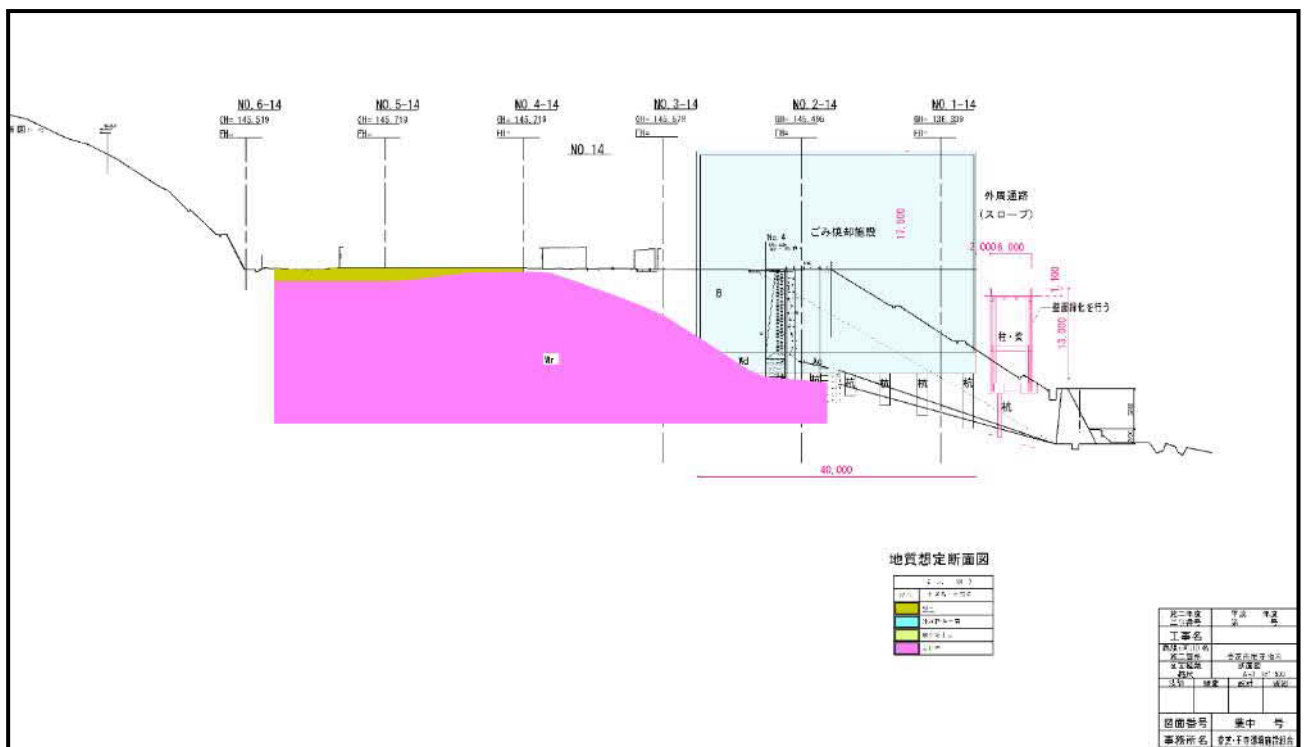


図 1.1-6 現時点で想定する施設断面図

1.9 車両計画

1.9.1 ごみ搬入計画

ごみの搬入時間は、日曜日及び年末年始を除く、月曜日から土曜日の午前 9 時から午後 5 時までとする。

なお、従業員等の通勤車両は、ごみの搬入時間前後の午前 8 時台及び午後 5 時台の走行を想定する。

1.9.2 廃棄物運搬車両等の運行計画

本施設に出入りする車両としては、表 1.1-6 に示すとおり、収集した市の収集ごみを搬入するパッカー車等の車両、一般家庭等から発生するごみを直接搬入する乗用車、小型トラック等がある。

また、本施設から資源物を搬出する車両や施設の管理・運転に従事する職員等の通勤車両がある。

表 1.1-6 本施設に出入りする車両の種類

	区分	使用する車両
熱回収施設	廃棄物運搬車両	アームロール車 (10t) パッカー車 (2~10t) ダンプ車 (軽~10t) トラック (軽~2t)
	一般持込搬入車両	平ボディ車 (2~4t) 平ボディ深型車 (2~4t) 自家用車 (普通自動車、軽自動車)
	燃料・薬品等搬入車両	タンクローリー車 (10t)
	焼却灰等搬出車両	ダンプ車 (10t)
リサイクルセンター	廃棄物運搬車両	パッカー車 (2t~10t) ダンプ車 (軽~10t) トラック (軽~2t)
	一般持込搬入車両	平ボディ車 (2~4t) 平ボディ深型車 (2~4t) 自家用車 (普通自動車、軽自動車)
	薬品等搬入車両	タンクローリー車 (10t)
	処理物・資源物等搬出車両	ダンプ車 (10t) アームロール車 (2~10t) 平ボディ車 (2~10t) 平ロングボディ車 (2~10t)
通勤車両		乗用車

平成 27 年度に既存の施設を利用した廃棄物運搬車両等は、日最大で 244 台/日程度、日平均 101 台/日程度（収集 71 台/日、直接搬入 27 台/日、資源 1 台/日、灰 2 台/日）であった。本施設の供用後の日最大廃棄物運搬車両等台数は、これと同程度の車両台数 (244 台/日) が見込まれるものと想定し、加えて、従業員等の通勤車両台数を考慮した合計 260 台/日を、本施設に係る廃棄物運搬車両等の台数とした。

なお、通勤車両以外の車両台数 244 台/日の車両区分（大型車又は小型車）は、日最大台数が見込まれる 1 月の実績を考慮するものとし、平成 30 年 1 月の車両区分の実績値（既存の施設）をもとに配分・想定した。

表 1.1-7 本施設に出入りする車両台数（想定）

区分	車両区分	廃棄物運搬車両等の台数 ^{注)}	
		最大	平均
廃棄物運搬車両・資源物排出車両 (直営、収集委託業者車両)	大型車	159 台/日	約 101 台/日
直接搬入車両 (一般家庭等)	小型車	85 台/日	
通勤車両	小型車	16 台/日	—
合計	—	260 台/日	—

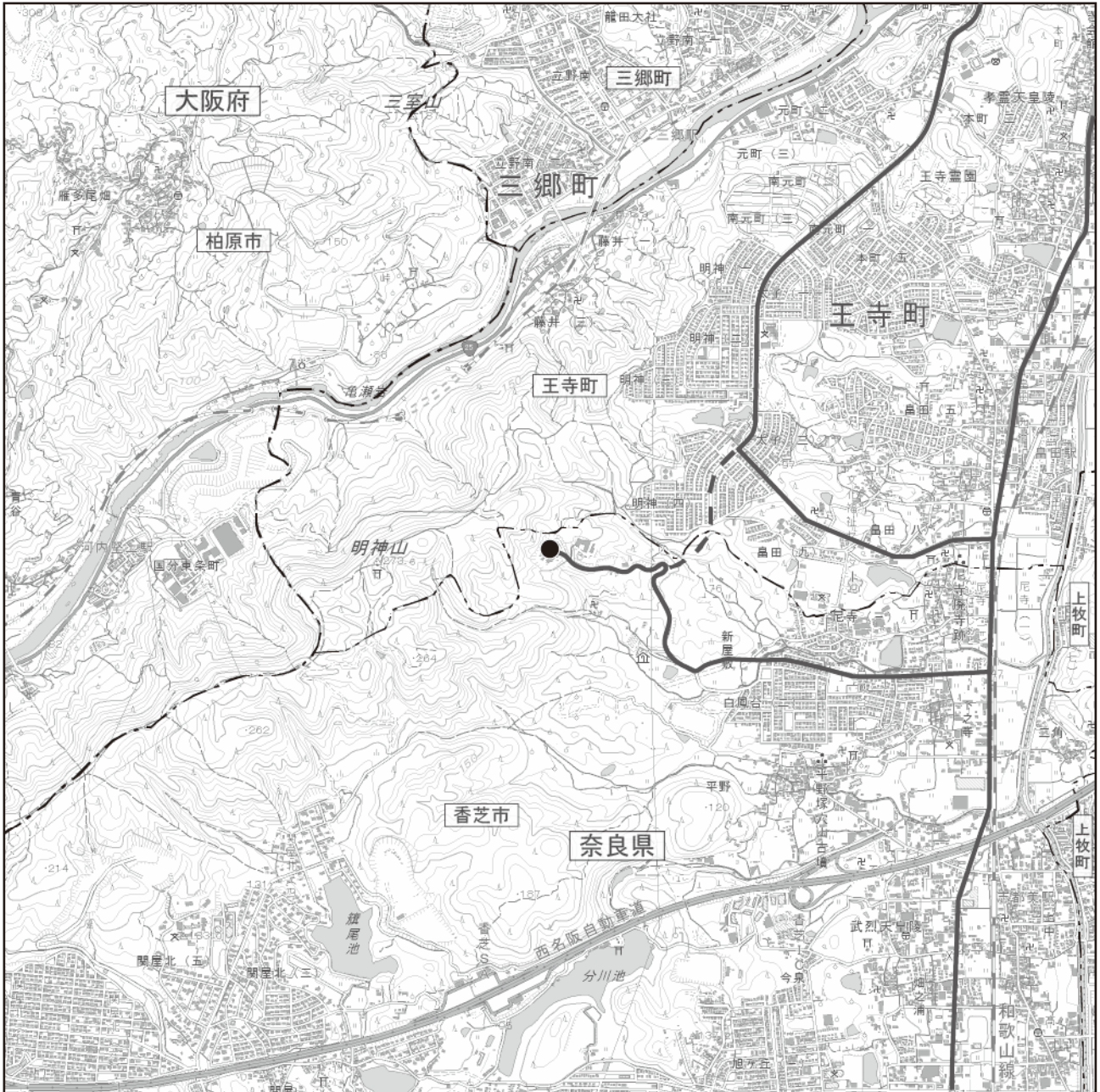
注) 平成 27 年度実績では、平均的には約 101 台/日程度であったが、第 4 章に示す予測においては、安全側の予測を行うため、日最大台数を考慮するものとした。

また、施設に出入りする車両の走行ルートは、図 1.1-7 に示すとおり、廃棄物運搬車両（直営、収集委託業者）は都市計画道路王寺香芝線及び都市計画道路尼寺関屋線等を走行することが想定される。

なお、第 4 章に示す予測における廃棄物運搬車両等の台数は、表 1.1-7 に示す日合計台数を 2 倍した往復台数（往復 520 台/日）を考慮するものとし、将来の収集エリアと廃棄物運搬車両等の走行ルート等の想定を踏まえることとするが、表 1.1-8 に示すとおりいずれの地点も発生集中交通量の 100%が通過するものと想定・設定した。

表 1.1-8 廃棄物運搬車両等の走行ルートにおける車両台数

走行ルート	台数（往復）	合計台数に対する割合
王寺香芝線	520 台/日	約 100%
尼寺関屋線	520 台/日	約 100%



凡 例

- : 事業計画地
- : 府県界
- : 市町界
- - - : 新設予定道路
- : 主なごみ搬入路



図 1.1-7 現時点で想定する車両の走行ルート

1.10 施工計画

本事業では、現有ごみ処理施設の運転を継続しながら施工するため、仮設計画や施工手順の検討結果をふまえて今後の詳細設計で決定するが、想定する造成計画の施工工程は図 1.1-8 に、施工手順案は図 1.1-9 に示すとおりである。

工事開始からの年数	1年目												2年目												3年目												
工事開始からの月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
仮設準備																																					
山留																																					
掘削・盛土																																					
躯体・舗装																																					
既設解体																																					
機械据付																																					

注)設計期間、試運転期間を除く

図 1.1-8 現時点で想定する施工工程

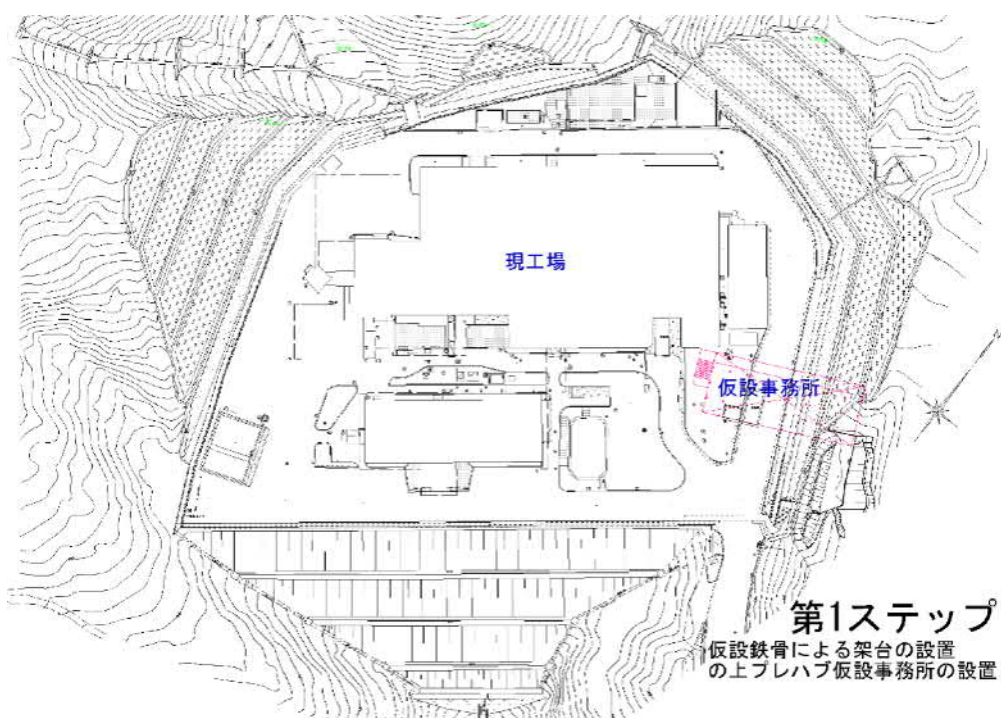
段 階	施工の内容	備考
第1ステップ 仮設鉄骨による架台の設置の上、プレハブ仮設事務所の設置	<ul style="list-style-type: none"> 既設管理事務所に入っている本組合職員及び現有施設の運転作業員の人数に見合った仮設事務所を敷地内に設置する。 	他に対応が必要なものについても移設または仮設を行う。
 <p style="text-align: right;">第1ステップ 仮設鉄骨による架台の設置 の上プレハブ仮設事務所の設置</p>		

図 1.1-9(1) 現時点で想定する造成計画

段 階	施工の内容	備考
第2ステップ 既設管理事務所の解体	<ul style="list-style-type: none"> ・既設管理事務所を解体撤去する。 ・杭の除去も含む。 	—

第2ステップ
既設管理事務所の解体

段 階	施工の内容	備考
第3ステップ 新設工場の建設工事	<ul style="list-style-type: none"> ・新設工場を建設 ・既存構造物（地下配管等）を壊さないように留意する。 	—

第3ステップ
新設工場の建設工事

図 1.1-9 (2) 現時点で想定する造成計画

段 階	施工の内容	備考
第4ステップ 旧工場と仮設事務所の解体	<ul style="list-style-type: none"> ・新設工場の運転開始後、旧工場及び仮設事務所を解体撤去。 ・杭の除去も含む。 	—

段 階	施工の内容	備考
第5ステップ 工事完了	<ul style="list-style-type: none"> ・跡地は広場、駐車場、及び災害復旧用用地（災害廃棄物置き場）として活用 ・ストックヤード等必要なものを設置 	—

図 1.1-9(3) 現時点で想定する造成計画

1.11 環境保全対策

1.11.1 環境保全基準等

環境保全に係る国の規制値等及び施設基準値は、表 1.1-9～表 1.1-10 に示すとおりである。

排ガスについては、大気汚染防止法等の国の規制値と同等以上の厳しい環境保全基準として施設基準値を定め、運転管理を行う。

騒音、振動は、騒音規制法及び振動規制法による規制基準をふまえ、周辺の土地利用を勘案し、敷地境界における環境保全基準として施設基準値を設定する。

悪臭は、悪臭防止法により「順応地域」に指定されているが、より厳しい「一般地域」の法令規制基準を施設基準値として設定した。

表 1.1-9 環境保全基準及び施設基準値（排ガス、騒音、振動）

項目		規制値等	施設基準値
排ガス	ばいじん ^{注1)}	0.08g/m ³ N	0.01g/m ³ N以下
	硫黄酸化物	K値 ^{注2)} : 17.5	30ppm以下
	塩化水素	430ppm	50ppm以下
	窒素酸化物	250ppm	50ppm以下
	ダイオキシン類	5ng-TEQ/m ³ N	0.1ng-TEQ/m ³ N以下
	水銀	30 μg/m ³ N	30 μg/m ³ N以下
騒音	朝・夕	50 dB	50 dB
	昼間	60 dB	60 dB
	夜間	45 dB	45 dB
振動	昼間	60 dB	60 dB
	夜間	55 dB	55 dB
規制方式		法規制	自主規制

注1) ばいじん：ばい煙の一つで、燃料や廃棄物の燃焼により発生するすすや燃えかすの固体粒子状物質のことをいう。

注2) K 値：大気汚染防止法に基づく固定発生源の硫黄酸化物排出規制における規制式に用いられている値のことをいう。日本独特の規制方式で、煙突からの大気中での拡散を考慮して、地上への影響に着目して排出量を規制するという考え方にに基づき、硫黄酸化物の量について地域の区分ごとに排出口の高さに応じて許容限度を定めている。

表 1.1-10 環境保全基準及び施設基準値（悪臭の規制基準及び施設基準値）

特定悪臭物質	規制基準	施設基準値
アンモニア	2 ppm	1 ppm
メチルメルカプタン	0.004 ppm	0.002 ppm
硫化水素	0.06 ppm	0.02 ppm
硫化メチル	0.05 ppm	0.01 ppm
二硫化メチル	0.03 ppm	0.009 ppm
トリメチルアミン	0.02 ppm	0.005 ppm
アセトアルデヒド	0.1 ppm	0.05 ppm
プロピオンアルデヒド	0.1 ppm	0.05 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.03 ppm	0.009 ppm
イソブチルアルデヒド	0.07 ppm	0.02 ppm
ノルマルバレールアルデヒド	0.02 ppm	0.009 ppm
イソバレールアルデヒド	0.006 ppm	0.003 ppm
イソブタノール	4 ppm	0.9 ppm
酢酸エチル	7 ppm	3 ppm
メチルイソブチルケトン	3 ppm	1 ppm
トルエン	30 ppm	10 ppm
スチレン	0.8 ppm	0.4 ppm
キシレン	2 ppm	1 ppm
プロピオン酸	0.07 ppm	0.03 ppm
ノルマル酪酸	0.002 ppm	0.001 ppm
ノルマル吉草酸	0.002 ppm	0.0009 ppm
イソ吉草酸	0.004 ppm	0.001 ppm
臭気強度	-	2.5 以下
臭気濃度	脱臭装置等排出口	300 以下※
	敷地境界	10 以下※

※奈良県悪臭防止対策指導要綱

1.11.2 環境保全対策

本施設周辺地域の生活環境への影響を最小限に抑えるために、次に示す環境保全対策を実施する。

1) 工事中

(1) 大気汚染対策

- ・建設機械は排ガス対策型建設機械を極力使用する。
- ・造成工事及び建築・プラント工事の現場内では、必要に応じて散水、仮囲い、粉じん防止用のネットシートを設置するなど、粉じんの発生を防止する。
- ・土砂運搬用のダンプトラックなど粉じんの巻上げ、飛散を生じさせやすい工事用車両には、カバーシートを使用する。
- ・敷地境界出入口付近において、土砂や資機材の搬出入車両のタイヤに付着した泥土の水洗いを行い、土砂により建設地周辺道路を汚損しないよう配慮する。
- ・関係車両は指定された走行ルートを守らせるとともに、走行時は規制速度を遵守するよう徹底する。
- ・工事用車両の出入口付近には、適宜清掃員を配置し、清掃に努める。
- ・工事用車両の走行に伴う大気汚染を軽減するため、適切な車両の運行管理により、工事用車両の集中化を極力避ける。
- ・工事用車両が周辺の一般道路で待機（路上駐車）することがないように、建設地内に速やかに入場させる。

(2) 騒音・振動対策

- ・建設機械は低騒音の機材を積極的に使用する。
- ・敷地境界付近に騒音・振動計を設置し、自主管理値を定めて基準値を遵守しながら施工する。
- ・騒音をより抑制できる工法を選定して施工する。
- ・プラント設備は原則として建屋内に配置し、直接的な騒音の漏洩を防止する。
- ・施設への出入口（プラットホーム出入口を除く）にはシャッター等を設け、可能な限り閉鎖して外部への騒音の漏洩を防止する。
- ・騒音の大きな機器は、騒音の伝播を緩和させるため、隔壁、防音室及びサイレンサ等の防止対策を講じる。
- ・プラント設備の稼働による低周波音が周辺地域に影響を及ぼさないよう配慮する。
- ・建設機械は低振動の機材を積極的に使用する。
- ・振動の発生する作業は防振対策等を行ったうえで施工する。
- ・振動をより抑制できる工法を選定して施工する。
- ・振動の著しい設備機器の基礎・土台は、独立基礎とし、振動が伝播しにくい構造とする。
- ・主要な振動発生機器については、基礎部への防振ゴム等の防振対策を講じる。

(3) 工事車両による周辺道路の汚れ防止対策

工事車両による周辺道路の汚れ防止対策として、以下のような対策を講じる。

- ・ 工事車両のタイヤに付着した土砂による周辺道路の汚れを防止するため、出入口付近にタイヤ洗浄用の洗車プールを設置し、タイヤ洗浄機で泥を落としてから退出する。
- ・ 構内道路は敷鉄板により養生する。
- ・ 場内散水を行い、粉じんの飛散防止に努めるとともに、周辺道路に泥などを持出さないよう徹底する。
- ・ 周辺道路の清掃・散水を行う。
- ・ 工事車両管理（タイヤ洗浄、シート養生等）を徹底する。

(4) 工事排水の対策

工事中の排水対策として、以下のような対策を講じる。

- ・ 現場内で発生した濁水（雨水等）は水路により適切に集水して仮設沈砂池に導水し、濁り分を除去してから放流する。また、汚水や生活排水は仮設トイレ・浄化槽を設置し、適正に処理後放流する。
- ・ 工事中の排水に対する自主管理値を定め、自主管理値以下であることを確認する。自主管理値を超えた場合は、中和剤の混入等の対策を講じる。

2) 供用後

(1) 大気汚染・土壌汚染防止

- ・関係車両は指定された走行ルートを守らせるとともに、走行時は規制速度を守り、走り過ぎないように徹底する。
- ・関係車両の走行に伴う大気汚染を軽減するために、排出ガス規制適合車を使用するとともに、適切な車両の運行管理により、関係車両の集中化を極力避ける。
- ・関係車両の不要な空ぶかしの防止に努め、待機時のアイドリングストップの遵守を指導、徹底させる。
- ・関係車両が周辺の一般道路で待機（路上駐車）することがないように、本施設内に速やかに入場させる。

(2) 騒音・振動防止

- ・騒音・振動が特に大きい機器類は、区画された室内に配置し、壁や天井に吸音材を取り付ける等の対策を施すとともに、機器の配置計画に十分配慮する。
- ・タービン蒸気復水器を屋外に設置する場合には、騒音レベルが高いため、外壁と同様な壁を前面に設置（上空は開放）するなどにより、直接音の影響の低減を図る。
- ・施設の稼働に伴う騒音について、敷地境界において、規制基準を満足できるよう、熱回収施設の煙道や破砕処理施設の排風機に消音機を取り付けるなど、適切な措置を講じるとともに、必要に応じ、敷地境界周辺に、樹木等の植栽や防音壁の設置等を検討する。
- ・振動が発生する機械設備は、振動の伝搬を防止するため、独立基礎、防振装置を設ける等の対策を施す。
- ・関係車両は指定された走行ルートを守らせるとともに、走行時は規制速度を守り、走り過ぎないように徹底する。
- ・関係車両の不要な空ぶかしの防止に努め、待機時のアイドリングストップの遵守を指導、徹底させる。
- ・関係車両が周辺の一般道路で待機（路上駐車）することがないように、本施設内に速やかに入場させる。
- ・リサイクルセンターについては、昼間のみの稼働とする。

(3) 悪臭防止

- ・プラットホームの車両出入口には自動ドアを設置し、車両の出入り以外は外部と遮断する。
- ・自動ドアにはエアーカーテンを設置し、自動ドアと連動した自動運転とすることにより、自動ドア開閉時においても、臭気を外部に漏洩させないようにする。
- ・ごみピットは負圧に保つことにより、外部への悪臭漏洩を防止する。
- ・ごみピット上部には、燃焼用空気吸引口を設け、炉内空気として利用することで、燃焼脱臭を行う。
- ・休炉時にも臭気処理を行えるよう、活性炭吸着塔を設ける。
- ・プラットフォーム及びごみピット内では、必要に応じ消臭剤を噴霧する。
- ・ストックヤードを別棟とする場合には、水濡れ防止のための屋根の配置や、必要に応じ消臭剤の噴霧により、悪臭の拡散を防止する。
- ・廃棄物運搬車両は、汚水が漏れないよう密閉構造とする。
- ・廃棄物運搬車両の車体に付着したごみや汚水を、施設退出時に洗車装置で洗浄する。

(4) 水質汚濁・生物等への影響防止

- ・有害物質等の影響が考えられる施設の稼働に伴うプラント排水は、排水処理施設で処理後、全て場内で再利用し、河川等公共用水域へは放流しない。
- ・施設職員等の生活排水については汚水処理を適切に行い、「水質汚濁防止法」に基づく排水基準程度まで汚濁濃度を低下させたくて放流先水路に放流することにより、施設からの排水等による水質汚濁を防止する。
- ・雨水排水等による影響を防止するため、適宜、場内及び路面清掃等を十分に行う。

(5) 景観

- ・法面等はできる限り緑化を行い、周辺景観との調和に努める。
- ・周辺地域との調和に留意し、煙突及び工場棟の形状・色彩等は検討する。
- ・建物色は、地元住民と調整しつつ、地域の景観形成に対して十分に配慮し、違和感のないものを選定する。
- ・事業計画地は、明神山景観保全地区に位置していることに配慮し、景観の形成等に関する条例（奈良県）等の関係法令等の主旨を踏まえ、地域の景観形成に対して十分留意する。